

安城市監査公表第 8 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 15 項の規定に基づき安城市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のように公表する。

令和 7 年 2 月 25 日

安城市監査委員 中 西 肇

安城市監査委員 法 福 洋 子

1 令和7年安城市監査公表第2号（公表日令和7年1月27日）関係分

2 措置の状況

（1）保育課（令和7年2月6日現在の措置状況）

特に措置を講ずる必要があると認める事項			
補助金交付事務において、補助事業等実績報告書の提出を受けていないものが見受けられたため、適切な事務執行に努められたい。			
措 置 状 況			
1 1月30日に、実績報告書を受領しました。 今後は、チェックリストを用いて書類の提出を受けているか確認します。			